

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みの全体像

通関関係書類の電磁的記録による提出状況等

- 年々増大する輸出入申告を適正かつ迅速に処理するため、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS: Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)の導入・地域拡大を行い、現在、輸出入申告の約98%を電子的に処理。
- 平成25年10月より、輸出入申告の際に税関に提出する必要がある通関関係書類を電磁的記録により提出することを可能としており、平成26年10月時点における電磁的記録による提出の割合は、輸出が約50%、輸入が約38%となっている。

目 標

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進
⇒通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化
⇒民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

平成29年度（2017年度）の次期NACCS等の稼動時までの取組み

- 他法令手続等の電子化の推進
⇒薬事法関係手続を新たにNACCS業務に追加
- 民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携(海上運送状、保険料明細書等)
⇒損害保険業務のNACCSとの連携に向けた検討
- 通関手続に係る電子手続の原則化
⇒通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出について更なる利用促進策を検討
⇒マニュアル申告(書面による申告)の縮小に向けた環境整備(窓口電子申告端末の増設、net-NACCSの利用の奨励等)
⇒関係法令等の改正の検討(原則化の対象者及び手続の範囲等)

【参考】これまでの取組み

- 通関関係書類の簡素化
➢ 簡易審査扱い(区分1)とされる輸出入申告の通関関係書類を原則として提出省略 (平成24年7月実施)
- NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出
➢ NACCSの新規業務により、通関関係書類を電磁的記録により提出することを可能 (平成25年10月実施)

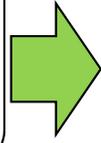
通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みの工程表

現状

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）は、輸出入と港湾の手続を電子的に処理するシステムとして、民間及び関係省庁間の連携により整備。輸出入申告の約98%がオンラインにより処理されており、平成25年10月より、通関関係書類のPDF等による提出を開始。

今後の取組み

平成29年度の次期NACCSの稼働時までには、通関手続に係る電子手続の原則化を目指す。このため、官民が連携して、通関手続の電子化・ペーパーレス化の一層の推進と、民間の貿易取引の電子化の推進に取り組むこととし、実施可能なものについては順次実施していく。



時期 施策	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
		7月 10月	9月 10月	11月			10月 平成 29年度次期 NACCS 稼働時期	
通関関係書類の 電子化・ ペーパーレス化				PDF等の電磁的記録による提出の実施				
				PDF等による提出対象書類の拡大、提出状況を踏まえた改善策の実施				
				他省庁の輸入手続の電子化の推進・NACCSとの連携 (薬事法関係手続を新たにNACCS業務に追加(平成26年11月実施予定))				
				原本性が求められる書類の提出方法に係る検討		順次実施		
				マニュアル申告(書面による申告)の縮小に向けた環境整備(窓口電子申告端末の増設、net-NACCSの利用の誘導等)				
通関関係書類の 簡素化				区分1に係る通関関係書類の原則提出省略				
				AEO輸入者又はAEO通関業者が加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告に係る減税手続の書類簡素化				
				通関関係書類の必要性について点検を行い、更なる簡素化や提出省略が可能か検討		順次実施		
民間企業等の 貿易関連書類の 電子化				電子インボイス業務の更なる利用促進策(利用対象者の拡大を含む)の検討・順次実施				
				民間企業等で使用される書類の電子化の検討		順次実施		
輸出入 申告官署の 自由化				輸出入申告官署の自由化に向けた具体的な検討 (関係者への周知・情報提供 ・AEO事業者へのアンケート調査による動向把握 等)			順次実施	

通関手続に係る電子手続の原則化
(電子化・ペーパーレス化の完成)